

■————☆————★————☆————■

弁理士試験短答【逐条読込・演習講座（演習編）】

平成29年9月第1回

■————☆————★————☆————■

受講生のみなさん、こんにちは。  
弁理士の桐生です。

今回から逐条形式で学習を進めていきます。  
演習編では、読込編での範囲に合わせて過去問の演習を行います。  
演習により読込編で得た知識をより確実なものとしていきましょう！

今回の範囲は、特許法1-26条、パリ条約1-3条です。  
（関連する上記以外の条文も含まれる場合もあります。）

問題文ページの次ページが解答解説のページになっています。  
それでは、演習を進めてください。

[1] 特許法に規定する手続に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 本人が未成年者であり、かつ独立して法律行為をすることができるものでなかったときに、法定代理人が委任した代理人の代理権は、本人が成年に達しても消滅しない。
- (ロ) 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができ、手続をした時にさかのぼって有効となる。
- (ハ) 日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、復代理人の選任をすることができない。
- (ニ) 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。
- (ホ) 日本国内に住所も居所も有しないで滞在もしていない日本人は、その日本人の特許に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有するものによらなければ、特許無効審判を請求することができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

[1] 解答・解説

(答) 5 (H25-1 の過去問)

(イ) 本人が未成年者であり、かつ独立して法律行為をすることができるものでなかったときに、法定代理人が委任した代理人の代理権は、本人が成年に達しても消滅しない。

→ ○ 法定代理権は本人が青年に達することによって消滅するが、「手続きをする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない」(特11条)。

(ロ) 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができ、手続をした時にさかのぼって有効となる。

→ ○ 特16条4項、青本のとおり。

(ハ) 日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、復代理人の選任をすることができない。

→ ○ 特9条のとおり。

(ニ) 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

.....